



宮崎労働局発表
令和3年 11 月 30 日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部賃金室
室 長 森 久美
室長補佐 吉田 恭
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

2業種の特定(産業別)最低賃金が改正されます！

宮崎労働局（局長 田中 大介）では、宮崎地方最低賃金審議会（会長 松岡 優子）の「特定（産業別）最低賃金」の改正決定にかかる答申を踏まえ、改定手続きを進めておりましたが、今般、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額」は令和3年12月24日から**831円**（引上げ額28円）に、「自動車（新車）小売業最低賃金額」は同年12月26日から**858円**（引上げ額26円）に改正されることとなりました。

なお、地域別最低賃金については、令和3年10月6日から時間額821円で発効しています。

件 名	時 間 額	効力発生日
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	831円	令和3年12月24日(金)
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	858円	令和3年12月26日(日)

※宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金と宮崎県各種商品小売業最低賃金については、令和3年度の改正がありませんでしたので、令和3年10月6日から宮崎県最低賃金821円が適用されています。

※最低賃金の種類、改正手続概要は、次項を参照ください。

1 最低賃金の種類

最低賃金には『地域別最低賃金』、『特定（産業別）最低賃金』の2種類があります。

(1) 地域別最低賃金

都道府県の単位（地域）ごとに定められ、業種や職種、雇用形態等にかかわらず全ての労働者に適用される最低賃金で、例年、10月頃、最低賃金額の改正がなされます。

(2) 特定（産業別）最低賃金

労働者又は使用者の代表の申出を端緒に、一定の事業若しくは職業に就く労働者に適用される最低賃金で、例年、12月から1月にかけて、最低賃金額の改正がなされます。

なお、特定（産業別）最低賃金を改正する場合、地域別最低賃金を上回る必要があります（最低賃金法第16条）。

2 改正決定手続の概要

(1) 地域別最低賃金の場合

第1回地方最低賃金審議会にて、金額改正の諮問



中央最低賃金審議会にて目安審議（目安の答申）



地方最低賃金審議会、専門部会にて調査審議（複数回開催）



答申（審議会会長→労働局長）



異議申立てのための公示（異議があれば審議会にて審議）



官報公示（原則、官報掲載日から30日後に発効）

(2) 特定（産業別）最低賃金の場合

関係労働者（又は使用者）の代表から改正決定の申出



地方最低賃金審議会にて、改正の必要性の審議



必要性の答申に基づき、専門部会にて金額審議（複数回開催）



答申（審議会会長→労働局長）



異議申立てのための公示（異議があれば審議会にて審議）



官報公示（原則、官報掲載日から30日後に発効）

宮崎県最低賃金

みんなチェック！
最低賃金。



令和3年10月6日から

時間額 **821円**



時間額 **831円**

・宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製
造業最低賃金

【令和3年12月24日～】



時間額 **858円**

・宮崎県自動車(新車)小売業
最低賃金

【令和3年12月26日～】

※ 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金と宮崎県各種商品小売業最低賃金については、令和3年度の改定がありませんでしたので、宮崎県最低賃金821円が適用されます。

注1 最低賃金には次の賃金は含まれません。

①賞与等の臨時的賃金 ②時間外労働等の割増賃金 ③精皆勤手当 ④通勤手当 ⑤家族手当

注2 特定(産業別)最低賃金(宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金と宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金)は、次の労働者には適用されません。

- ①18歳未満又は65歳以上の労働者
- ②雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中の労働者(技能実習生はこれに該当しません)
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
- ④各特定(産業別)最低賃金の適用を除外されている労働者(以下のとおり)

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く)、情報通信機械器具製造業の労働者のうち、次に掲げる業務に主として従事する者には適用されません。

- ①手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、溶接、刻印、選別又は検査の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く)
- ②手作業による袋詰め、箱詰め、包装、レッテルはり、材料の送給又は取りそろえの業務
- ③賄い又は工具の整理の業務

宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金

自動車(新車)小売業の労働者のうち、洗車又は納車引取りの業務に主として従事する者には適用されません。

最低賃金に関するお問合せは、宮崎労働局労働基準部賃金室(☎0985-38-8836)、または最寄りの労働基準監督署へ。みやざき働き方改革推進支援センター(宮崎市橘通東4-1-4 宮崎河北ビル7階 ☎0120-975-264)でも、お問合せ・ご相談に応じています。

宮崎労働基準監督署

☎(0985)29-6000

延岡労働基準監督署

☎(0982)34-3331

都城労働基準監督署

☎(0986)23-0192

日南労働基準監督署

☎(0987)23-5277



スマホで確認！
宮崎労働局HP

●業務改善助成金 賃金の引上げを支援します！！

【お問合せ】 宮崎労働局雇用環境・均等室 ☎0985-38-8821

最低賃金がチェックできます！

WEBでチェック！

最低賃金制度

検索

業務改善助成金

設備投資等を行い、賃金を一定以上引き上げる場合に限りです

県最低賃金

10/6 ～ 821円

地域別最低賃金額との
差が30円未満の場合
(821～851円)に限りです

電機機械器具等 最低賃金

10/6 ～ 821円（現行）

12/24 ～ 831円

12月23日までに申請されると
効果的です

自動車（新車）小売業 最低賃金

～ 832円（現行）

12/26 ～ 858円

（申請する場合は12月24日まで
に提出する必要があります）

引上げ額は20円から90円までの5コース
生産性要件によって助成率が変わります

相談→申請→受理→賃上げ→交付決定→計画の実施→計画の報告→支給

＜業務改善助成金の申請や問合せ先＞ 宮崎労働局雇用環境・均等室 Tel0985-38-8821

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃 金 室

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
14	605	1	0.17	632	0	0.00	659	1	0.15	645	1	0.16	673	1	0.15
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27～令和元年度改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
各種商品小売業は平成28～令和元年度改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。